

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」令和 8 年度変更 新旧対照表

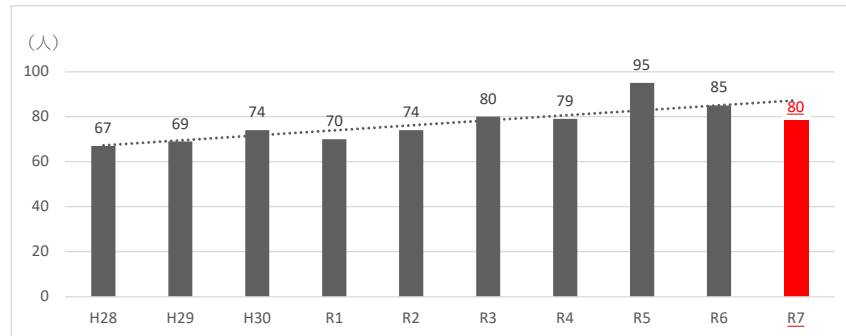
変更案	現行
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 <u>令和 8 年 月</u> 新潟市 目 次 （略） 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 農業構造の現状 （略） 2 目標とする農業構造 （略） 3 農業経営の発展を支援するための具体策 （略）	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 <u>令和 7 年 3 月</u> 新潟市 目 次 （略） 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 農業構造の現状 （略） 2 目標とする農業構造 （略） 3 農業経営の発展を支援するための具体策 （略）

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和7年度の新規就農者は80人であり、過去10年間、増加傾向となっている（図1）。本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(図1)



(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保を図っていくものとする。

ア 確保すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、本市においては年間85人の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を年間10経営体増加させることを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の2に示す効率的かつ安定的な農業経営の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者又は農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

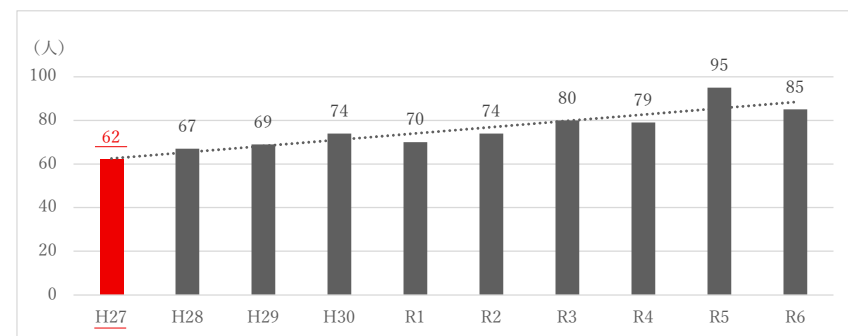
新たに農業経営を営もうとする青年等を確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農業委員会による農地の紹介や農地中間管理機構による農地の貸借を行い、農業普及指導センターや農業協同組合による技術・経営面の重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和6年度の新規就農者は85人であり、過去10年間、増加傾向となっている（図1）。本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(図1)



(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保を図っていくものとする。

ア 確保すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、本市においては年間70人の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を年間10経営体増加させることを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の2に示す効率的かつ安定的な農業経営の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者又は農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農業委員会による農地の紹介や農地中間管理機構による農地の貸借を行い、農業普及指導センターや農業協同組合による技術・経営面の重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 (略) 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 (略) 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 (略) 第4 農用地の利用の集積等に関する事項 (略) 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 (略) 附 則(平成18年新潟市公告第503号) この構想は、平成18年8月31日から施行する。 附 則(平成21年新潟市公告第270号) この構想は、平成21年7月31日から施行する。 附 則(平成22年新潟市公告第257号) この構想は、平成22年6月1日から施行する。 附 則(平成26年新潟市公告第482号) この構想は、平成26年9月24日から施行する。 附 則(令和3年新潟市公告第481号) この構想は、令和3年10月15日から施行する。 附 則(令和5年新潟市公告第480号) この構想は、令和5年9月29日から施行する。 附 則(令和7年新潟市公告第480号) この構想は、令和7年9月30日から施行する。 <u>附 則(令和8年新潟市公告第 号)</u> <u>この構想は、令和8年 月 日から施行する。</u>	第2 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 (略) 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 (略) 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 (略) 第4 農用地の利用の集積等に関する事項 (略) 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 (略) 附 則(平成18年新潟市公告第503号) この構想は、平成18年8月31日から施行する。 附 則(平成21年新潟市公告第270号) この構想は、平成21年7月31日から施行する。 附 則(平成22年新潟市公告第257号) この構想は、平成22年6月1日から施行する。 附 則(平成26年新潟市公告第482号) この構想は、平成26年9月24日から施行する。 附 則(令和3年新潟市公告第481号) この構想は、令和3年10月15日から施行する。 附 則(令和5年新潟市公告第480号) この構想は、令和5年9月29日から施行する。 附 則(令和7年新潟市公告第480号) この構想は、令和7年9月30日から施行する。 <u>(追加)</u>
--	--